

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)

警 察 庁 丁 運 発 第 2 2 号
令 和 2 年 1 月 3 1 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各 方 面 本 部 長

我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等について(通達)

「「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について」(令和元年6月27日付け警察庁丙運発第10号)の別添「外国免許関係事務取扱い要領」第1章第1、2(2)イの自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例の対象となる「我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等」に、令和2年2月6日からアメリカ合衆国バージニア州を加え、下記のとおりとしたので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、「我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等について」(令和元年10月4日付け警察庁丁運発第115号)は令和2年2月6日をもって廃止とする。

記

1 アイスランド、2 アイルランド、3 アメリカ合衆国(バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る。)、4 イギリス、5 イタリア、6 オーストラリア、7 オーストリア、8 オランダ、9 カナダ、10 韓国、11 ギリシャ、12 スイス、13 スウェーデン、14 スペイン、15 スロベニア、16 チェコ、17 デンマーク、18 ドイツ、19 ニュージーランド、20 ノルウェー、21 ハンガリー、22 フィンランド、23 フランス、24 ベルギー、25 ポーランド、26 ポルトガル、27 モナコ、28 ルクセンブルク、29 台湾の29か国・地域